

預金規定の一部改定のお知らせ

当組合の預金規定について、預金利率（中間利払利率、期限前解約利率）に関する計算方法を以下に変更いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定日以降、新規預入及び継続預入された対象預金より変更後の規定を適用させていただきます。

○【中間利払利率の計算方法】

《改定日》 平成 28 年 4 月 18 日（月）

《対象規定》 自由金利型定期預金（M型）スーパー定期規定（自動継続含む）
変動金利定期預金規定（自動継続含む）

《変更内容》 中間利払利率（預入日または継続預入日の約定利率×70%）の小数点以下の取扱い

変更前	小数点第3位以下は切り捨てます。
変更後	小数点第4位以下は切り捨てます。

※ 改正後の規定一部抜粋（自動継続自由金利型定期預金（M型）スーパー定期規定）

2.（利息）

預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

○【期限前解約利率の計算方法】

《改定日》 平成 28 年 4 月 25 日（月）

《対象規定》 期日指定定期預金規定（自動継続含む）
自由金利型定期預金（M型）スーパー定期規定（自動継続含む）
変動金利定期預金規定（自動継続含む）
財産形成預金規定（一般財形預金、財形住宅預金、財形年金預金）
積立定期預金規定（一般型、満期自由型・満期指定型）
定期積金規定

《変更内容》 期限前解約利率（預入日から解約日までの期間に応じた利率）の小数点以下の取扱い

変更前	小数点第3位以下は切り捨てます。
変更後	小数点第4位以下は切り捨てます。

※ 改正後の規定一部抜粋（期日指定型定期預金規定）

2.（利息）

当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ご不明な点がございましたら、窓口にお問い合わせください。

平成 28 年 4 月